

なだかつトライアル補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 日 灘区長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、灘区内における地域の課題解決及び地域の活性化を目指して取り組む活動に要する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（対象団体）

第 2 条 補助事業の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）2 人以上で組織されていること
- （2）灘区内の地域の課題解決や地域の活性化を目指して取り組む活動を実施すること
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

（対象活動）

第 3 条 補助の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、申請日時点で活動開始後 1 年以内の新規性のある活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）灘区内の地域課題の解決や地域の活性化を目指して取り組む活動であること
- （2）市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- （3）営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- （4）宗教的活動又は政治的活動でないこと
- （5）公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
- （6）神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けていない活動であること
- （7）神戸市政及び灘区政の方針に反する活動でないこと
- （8）法令に違反する活動でないこと

（補助対象期間）

第 4 条 補助対象期間は補助金申請日から翌年の 3 月 15 日までとする。

（補助金の内容）

第 5 条 補助は、次条に定める補助対象経費の範囲内で行う。申請は同一活動につき 1 回限りとする。ただし、令和 6 年度に採択した団体の活動については、令和 7 年度に限り 2 回目の申請をすることができる。

2 区長は、補助の対象となる活動に対して、前項に定める範囲内で 50,000 円を上限として

補助をすることができる。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費 消耗品や印刷に要する費用等
- (2) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材のレンタル料等
- (3) 役務費 会場設営費等の人手を要する費用、郵送代(切手含む)、保険料等
- (4) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金
- (5) 旅費 活動にかかる交通費
- (6) 委託料 調査等の委託料
- (7) その他区長が必要と認める経費

2 補助事業実施当日に荒天や天変地異、その他予期せぬ事情により補助事業の実施が不可能となった場合、区長は、その準備にかかった費用について内容を精査し、補助対象経費とすることができる。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの
- (3) 団体を運営するための経費
- (4) その他区長が適当と認めないもの

（申請の手続き）

第7条 補助金を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める期間内に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号別記1）
- (3) 収支予算書（様式第1号別記2）
- (4) 団体概要（様式第1号別記3）
- (5) その他区長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 区長は、申請案件について、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、第2条および第3条の要件及び「公益性・計画性・効果」の観点から審査基準に該当するか書面等において審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 区長は、補助の採否及び補助金の予定額を、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請日から概ね20日程度（休日除く）で、申請団体に対して通知する。

3 第1項の場合において、区長は、補助金の交付の目的を達するために必要な意見を付すことが

できる。

（活動の変更等）

第 9 条 第 8 条第 2 項の補助金交付決定通知を受けた団体（以下「採択団体」）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、採択団体に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 10 条 採択団体は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書
- (4) 領収書（または請求書と振込書）

（交付額の確定）

第 11 条 区長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに採択団体に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金額確定通知書通知後、速やかに補助金を採択団体へ支払うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は補助金額確定通知書の金額を減額修正することができる。

（活動の調査・評価等）

第 12 条 区長は、採択団体に対し、活動状況または実績にかかるヒアリングを行うことができる。採択団体は区長からのヒアリングの求めに応じなければならない。

2 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出を求め、または、必要な調査を行うことができる。

3 区長は、前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第 13 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該採択団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付している

ときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

なだかつトライアル補助金
補助金交付申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市灘区長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助金等の受取りを下記の者に委任します。(団体の口座がなく、個人名義の口座の場合などに記載)

住 所	
団 体 名	
氏 名	

(振込先口座)

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()			
口座番号				
口座名義 (カナ)				

下記補助金等の交付について、申請します。

記

申請事業の名称 (活動名)			
申請事業の活動開始日			
補助事業の実施期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()		
補助金申請額			円
算出の基礎	収支予算書のとおり		
添付書類	・ 事業計画書 ・ 収支予算書 ・ 団体概要		
なだかつ相談会 参加日	令和 年 月 日 ()		

※申請にあたっては、事前に「なだかつ相談会」に参加していることが必要です。
(2024年度採択団体の事業の場合は参加不要。「なだかつ相談会参加日」は空欄のままでもかまいません)

事業計画書

灘区の地域への効果を意識して各項目を書いてください。

①対象とする 灘区内の地域 の課題解決 または地域活 性化の内容		
②活動内容	いつ	
	どこで	
	誰（何）に対して	
	なにを行う（事業の内容を具体的に）	
	どのように（スタッフ数など実施体制、会場や連携する地域団体との調整状況、広報手段・参加者数見込み（参加が限定的とはなっていないか）など、具体的に）	
③見込まれる ①に対する 効果	※この活動が①で記載した灘区の地域課題や地域の活性化に対してどのような効果をもたらすかを具体的に記載してください。	

収支予算書

1 収入の部（単位：円）

項目	金額	内訳
他からの補助金		
寄付金		
利用者負担（参加費など）		
自己資金		
その他（収入）		
小計	0	
なだかつトライアル補助金		申請額
収入合計	0	

2 支出の部（単位：円）

項目	金額	内訳
消耗品費		
使用料		
役務費		
謝金		
旅費		
委託料		
その他（支出）		
小計（補助対象経費）	0	
補助対象外経費		
支出合計 （補助対象経費＋補助対象外経費）	0	

（注）収支の計は、それぞれ一致する。

団 体 概 要

団体名	
団体設立年月日	年 月 日
ホームページ・SNS	
構成員名簿※ (最大 5 名まで)	
設立目的※	
主な活動概要※	
主な活動歴 (直近 3 年の活動歴)	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
	年 月
添付資料	

・ ※印は必須項目です。

なだかつトライアル補助金
補助金交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市灘区長

年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

申請事業の名称 (活動名)	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
活動に対する意見	

なだかつトライアル補助金 補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市灘区長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

なだかつトライアル補助金
補助金交付決定内容変更承認申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市灘区長 宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年	月	日	付	第	号
---	---	---	---	---	---

をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

申請事業の名称 (活動名)		
変 更 の 内 容	当初交付決定時	
	変更後	
変 更 の 理 由		
算 出 の 基 礎	収支予算書のとおり	
添 付 書 類	・ 事業計画書（様式第 1 号別記 1）※変更後 ・ 収支予算書（様式第 1 号別記 2）※変更後	

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

なだかつトライアル補助金
補助事業等中止（廃止）承認申請書

年	月	日
---	---	---

神戸市灘区長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年	月	日	付	第	号
---	---	---	---	---	---

をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

申請事業の名称 (活動名)	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

なだかつトライアル補助金
補助金交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市灘区長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

申請事業の名称 (活動名)		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
交付の条件		

なだかつトライアル補助金
補助事業等中止（廃止）承認通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
年 月 日

（補助事業者等名） 様

神戸市灘区長

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次の
とおり承認することに決定したので通知します。

記

申請事業の名称 （活動名）	
交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日

事業内容報告書

①対象とした 灘区内の地域 の課題解決 または地域活 性化の内容		
②活動内容	いつ	
	どこで	
	誰に対して (参加者層)	
	なにを行ったか (実際に行った事業内容、連携した地域団体、広報内容、参加者実績)	
③①に対する 効果		
④今後の展望 感想等		

収支明細書

	月	日	項目	収入金額	支出金額	領収書No.	内容
1			なだかつトライアル補助金				
2			寄付金				
3			利用者負担（参加費など）				
4			消耗品費				
5			使用料				
6			役務費				
7			謝金				
8			旅費				
9			委託料				
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							

53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						

収支決算書

1 収入の部（単位：円）

項目	金額	内訳
他からの補助金	0	
寄付金	0	
利用者負担（参加費など）	0	
自己資金	0	
その他（収入）	0	
小計	0	
なだかつトライアル補助金	0	
収入合計	0	

[参考]当初交付予定額：

2 支出の部（単位：円）

項目	金額	領収書ナンバー
消耗品費	0	
使用料	0	
役務費	0	
謝金	0	
旅費	0	
委託料	0	
その他（支出）	0	
小計（補助対象経費）	0	
補助対象外経費		
支出合計 （補助対象経費＋補助対象外経費）	0	

（注）収支の計は、それぞれ一致する。

なだかつトライアル補助金
補助金額確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市灘区長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を
確定したので通知します。

記

申請事業の名称 (活動名)	
補助金等の確定額	円
特 記 事 項	

なだかつトライアル補助金
補助金交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

(補助事業者等名) 様

神戸市灘区長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

申請事業の名称 (活動名)	
補助金等の額	円
取消しの理由	